

## 新型コロナウイルス感染症対応について（第 11 報） 警報発令（新潟県）に伴うお願い

県内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新潟県は独自に設ける警戒レベルを「注意報」から一段階引き上げ、「警報」を発令しました。

警報発令に伴い、新潟県では「県民の皆様へのお願い」を呼びかけています。

**呼びかけ期間 令和 2 年 12 月 17 日～令和 3 年 1 月 6 日**

新潟県の呼びかけ期間中は次の 3 点についてご協力いただきますようお願いいたします。  
(詳しくは、裏面をご確認ください。)

1. 感染拡大が見られる他の都道府県との往来は、不要不急の場合は控える。
2. 年末年始期間中、普段顔を合わせない人との飲み会や食事会を極力控える。
3. 忘年会や新年会などのイベントに参加する際は感染防止対策を徹底する。

町民の皆様には、この度の警報発令にかかわらず、手洗いや人と人との距離の確保等の基本的な感染防止対策の継続など、引き続き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着の取り組みをお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ、心ない言動やインターネット・SNS 上における誹謗中傷等が行われないよう人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いいたします。

令和 2 年 12 月

(湯沢町新型コロナウイルス感染症警戒本部 本部長) 湯沢町長

田村正幸

### 発熱、せき、のどの痛み等の症状がある方へ

①かかりつけ医療機関がある場合・・・

○かかりつけ医療機関に電話で相談してください。

発熱、せき、のどの痛み等で医療機関を受診する際は、必ず事前に電話連絡をお願いします。

②かかりつけ医療機関がない・どこに相談したらよいかわからない場合・・・

○新潟県新型コロナ受診・相談センター

毎日（土曜・日曜・祝日含む）24 時間対応 …………… ☎ 0 2 5 - 2 5 6 - 8 2 7 5

○南魚沼保健所

月曜～金曜（祝日除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 …………… ☎ 0 2 5 - 7 7 2 - 8 1 4 2

新潟県から県民の皆様へ

## 警報発令に伴うお願い

呼びかけ期間：令和2年12月17日～令和3年1月6日

呼びかけ期間中は次の3点を守ってください  
(高齢者への感染につながらないように特に注意)

[1] 感染拡大が見られる他都道府県との往来(出張、帰省等)は、改めて必要性を判断し、不要・不急の場合は控える

- ・ やむを得ず県外へ行く場合は、飲み会や接待を伴う飲食は極力控える
- ・ 帰省したときは、家の中でもマスクをする
- ・ 混雑する時期を避ける

[2] 年末年始期間中(12/29～1/3)の、普段顔を合わせない人(遠方の親戚含む)との飲み会・食事会は、極力控える(単に会うだけは可)

[3] 次のイベントを実施する場合は感染防止対策を徹底

○ 忘年会、新年会、初詣

- ① 体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
- ② オンライン会合を検討する
- ③ 人数を絞る／なるべく普段から一緒にいる人と
- ④ 短時間で行う(二次会を行わない)
- ⑤ 距離をとる(斜め向かいに座る等、配置を工夫)
- ⑥ マスク、手指の消毒等の感染防止対策を徹底
- ⑦ 初詣は分散して行う(混雑する時間を避ける)

呼びかけ期間中は特に慎重な行動をとり、  
明るい新年を迎えましょう